

税制上の優遇措置

法人の場合

寄附をした法人の所得金額に応じ、申告所得から損金（費用）として、一定の限度額（損金算入限度額）まで計上することができます。

法人が「公益社団法人」へ寄附をした場合は、一般の寄附金に比べて、損金算入限度額が多く認められます（損金算入特例）。

※各法人により違いがございますので、管轄の税務署にお問い合わせ下さい。

※手続きには、本会発行の領収書が必要となります。

寄附金の種類	損金算入限度額
公益社団法人に対する寄附金	資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 3.75%
一般の寄附金	資本金等の額 × 0.0625% + 所得金額 × 0.625%

【具体例】

資本金等の額が1億円、所得金額が1,000万円の法人が100万円の寄附を行った場合、

■公益社団法人への寄附金の場合

$$1 \text{ 億円} \times 0.25\% + 1,000 \text{ 万円} \times 3.75\% = \underline{625,000 \text{ 円}}$$

■一般の寄附金の場合

$$1 \text{ 億円} \times 0.0625\% + 1,000 \text{ 万円} \times 0.625\% = \underline{125,000 \text{ 円}}$$

※公益社団法人へ寄附した場合、一般の寄附金と比較して50万円多く損金算入可能。

仮に法人税率を30%とした場合、15万円法人税を少なくすることが可能。

$$50 \text{ 万円} \times 30\% = 15 \text{ 万円}$$

個人の場合

所得税

所得控除 課税前の所得から差し引かれます（※確定申告が必要です）。

寄附総額 (上限は年間所得の40%) - 2千円	×	所得税率※1 課税所得によって異なる	=	所得税減少額
-----------------------------	---	-----------------------	---	--------

年間課税所得総額が1000万円の方の場合の所得控除例

100万円を寄附した場合 → (100万 - 2千) × 33% = 329,340円

50万円を寄附した場合 → (50万 - 2千) × 33% = 164,340円

10万円を寄附した場合 → (10万 - 2千) × 33% = 32,340円

所得税が
少なくなります

※1 所得税率	年間所得額	H27年から
	330万円超 695万円以下	20%
	695万円超 900万円以下	23%
	900万円超 1,800万円以下	33%
	1,800万円超 4,000万円以下	40%
	4000万円超	45%

個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が個人住民税の軽減措置（寄附金控除）の対象となります（上限は年間所得の30%まで）。

※当会への寄附金は、令和2年12月末時点で東京都の条例指定寄附金に指定されています。

市区町村の取り扱いにつきましては、お住まいの市区町村税務担当課へお問い合わせ下さい。

遺言による寄附の場合

原則として当会は、現金での寄附をお受けいたします。

遺言による寄附、または相続人による相続財産からの寄附（相続税申告期間内）は非課税になります。

領収書は、公益社団法人 東京都医師会が発行し、主たる事業に関する寄附である事が明記されたものであれば、証明書も不要です（収入印紙も不要）。